

◎佐賀県条例第30号

佐賀県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例

佐賀県中小企業・小規模企業振興条例（平成30年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 中小企業支援機関 商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって県内に事務所等を有するもの、<u>公益財団法人佐賀県地域産業支援センター</u>、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第21条第1項</u>の認定を受けた銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって県内に事務所等を有するもの及び佐賀県信用保証協会をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 中小企業支援機関 商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって県内に事務所等を有するもの、<u>公益財団法人佐賀県産業振興機構</u>、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第31条第1項</u>の認定を受けた銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって県内に事務所等を有するもの及び佐賀県信用保証協会をいう。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。